

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 立川メディカルセンター

① ☒ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☒ 特定医療法人

☐ 出資額限定法人 ☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地

新潟県長岡市旭岡 1 丁目 2 4 番地

立川総合病院

新潟県長岡市大字日越字 3 3 7 番地

悠遊健康村病院

新潟県柏崎市大字茨目字二ツ池 2 0 7 1 番地 1

柏崎厚生病院

(3) 設立認可年月日 昭和 3 1 年 8 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 3 1 年 1 月 2 4 日



(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	吉井 新平	法人理事長
常務理事	松田 ひろし	柏崎厚生病院 病院長
同	上原 徹	立川総合病院 泌尿器科主任医長
理事	二澤 和夫	長岡市元副市長 中央大学学会新潟県中越支部支部長
同	岡部 正明	立川総合病院 病院長
同	青柳 竜治	立川総合病院 腎臓内科主任医長
同	立川 浩	悠遊健康村病院 病院長
同	岸 幸治	法人本部 統括部長
同	亀山 智弘	法人本部 人事開発部長
監事	櫻井 陽一	弁護士
同	水澤 千秋	長岡市元副市長 長岡市芸術文化振興財団 理事長
評議員	長谷川 輝雄	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	片山 昇	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	吉原 緑	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	柿村 みさ子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	大滝 ゆみ子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	松田 裕次	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	丸山 いつ子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	相田 友子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	佐藤 弘	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	佐藤 なをみ	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	箕輪 務	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	安斎 結子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	藍澤 豊子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	関川 篤子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	石月 正征	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	太田 信行	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病 院	立川総合病院	長岡市旭岡 1 丁目 24 番地	一般 4 8 1 床
病院	柏崎厚生病院	柏崎市大字茨目字二ツ池 2071 番地 1	一般 6 0 床 精神 2 4 0 床
介護老人保健施設	米山爽風苑	柏崎市大字茨目字二ツ池 2071 番地 1	入所 1 5 0 名 通所 6 0 名
病 院	悠遊健康村病院	長岡市大字日越字原 337 番地	一般 1 5 1 床 療養型 1 4 9 床
介護老人保健施設	悠遊苑	長岡市大字日越字原 337 番地	入所 1 5 0 名 通所 4 0 名

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実施場所	備 考
晴麗看護学校	長岡市学校町 3 丁目 1 番 22 号	
たちかわ訪問看護ステーション	長岡市大字日越字原 337 番地	
よねやま訪問看護ステーション	柏崎市大字茨目字二ツ池 2071 番地 1	
居宅介護支援事業所 悠遊苑	長岡市大字日越字原 337 番地	
認知症高齢者グループホーム 米山五楽庵	柏崎市大字茨目字二ツ池 2071 番地 1	
グループホーム晴遊庵	長岡市大字日越字原 470 番地	
柏崎市東地域包括支援センター (柏崎市からの委託事業)	柏崎市大字善根 6769 番地 1	
茨内地域生活支援センター (柏崎市及び刈羽村からの委託事業)	柏崎市大字茨目字巻山 1260 番地 1	
介護保険法によるサービス提供事業		
指定居宅介護支援事業にかかる訪問調査の受託事業		

(3) 収益業務

種類又は事業名	実施場所	備 考
該当無し		

(4) 当該会計年度内に評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 5 月 30 日	令和 5 年度決算及び監査報告について
令和 6 年 8 月 26 日	令和 6 年度上四半期決算について
令和 6 年 11 月 25 日	令和 6 年度上半期決算について
令和 6 年 12 月 25 日	医療法人から社会医療法人への変更について
令和 7 年 2 月 25 日	社会医療法人への移行について
令和 7 年 3 月 25 日	令和 7 年度予算及び令和 6 年度決算見込みに ついて 令和 7 年度借り入れ金最高限度額について

(5) 当該会計年度内に開設した主要な施設

該当無し

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し

(7) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し

(8) そ の 他

該当無し

法人名 医療法人 立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

※医療法人整理番号 9

貸 借 対 照 表
(令和 7年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,367,770	I 流 動 負 債	5,339,115
現金及び預金	768,793	買 掛 金	1,769,958
事業未収金	3,100,381	短期借入金	1,347,100
未収入金	116,298	1年以内返済予定長期借入金	1,163,154
棚卸資産	275,047	未 払 金	144,383
前払費用	78,799	リ ー ス 債 務	65,165
その他の流動資産	46,500	未 払 費 用	209,750
貸倒引当金	△ 18,050	未払法人税等	260
		未払消費税等	11,288
II 固 定 資 産	19,169,143	預 り 金	93,521
1 有 形 固 定 資 産	18,791,528	賞 与 引 当 金	521,578
建 物	10,841,245	その他の流動負債	12,955
構 築 物	214,679		
医療用器械備品	309,807	II 固 定 負 債	17,070,115
その他の器械備品	798,107	長期借入金	14,725,764
車両及び船舶	4,773	リ ー ス 債 務	177,185
土 地	6,622,915	退職給付引当金	2,167,166
2 無 形 固 定 資 産	116,142		
地 上 権	3,920	負 債 合 計	22,409,231
ソフトウェア	96,248	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	15,974	科 目	金 額
3 その他の資産	261,472	I 積 立 金	1,132,309
有 価 証 券	56,540	設立等積立金	1,941
長期貸付金	195,943	繰越利益積立金	1,130,368
その他の固定資産	11,414	II 評価・換算差額等	△ 4,627
貸倒引当金	△ 2,425	その他有価証券評価差額金	△ 4,627
		純 資 産 合 計	1,127,681
資 産 合 計	23,536,913	負債・純資産合計	23,536,913

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡 1 丁目 2 4 番地

※医療法人整理番号 9

損益計算書(病院又は介護老人保健施設)
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		19,947,470
2 事業費用		
(1)事業費	20,498,596	
(2)本部費	-	20,498,596
本来業務事業損失		△ 551,125
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		378,432
2 事業費用		477,675
附帯業務事業損失		△ 99,242
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業損失		△ 650,368
II 事業外収益		
受取利息	261	
その他の事業外収益	233,618	233,880
III 事業外費用		
支払利息	146,659	
その他の事業外費用	9,609	156,268
経常損失		△ 572,757
IV 特別利益		
固定資産売却益	-	
その他の特別利益	-	-
V 特別損失		
固定資産売却損	-	
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	-	0
税引前当期純損失		△ 572,757
法人税・住民税及び事業税	260	
法人税等調整額	-	260
当期純損失		△ 573,017

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
3. ※印は、記入しないでください。

様式第三号

法人名 医療法人 立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

※医療法人整理番号	9
-----------	---

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	23,536,913 千円
2. 負 債 額	22,409,231 千円
3. 純 資 産 額	1,127,681 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,367,770
B 固 定 資 産	19,169,143
C 資 産 合 計 (A + B)	23,536,913
D 負 債 合 計	22,409,231
E 純 資 産 (C - D)	1,127,681

(注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 立川メディカルセンター
理事長 吉 井 新 平 殿

私たちは、医療法人 立川メディカルセンター の令和 6 年会計年度
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで) の業務及び財産の
状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告い
たします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその
職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な
施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。
また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち
財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示して
いるものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載
と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく
示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反
する重大な事実はありません。

令和7年5月26日

医療法人 立川メディカルセンター

監 事

櫻井 陽一

監 事

水澤千秋

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法

・ 満期保有目的の債券

償却原価法

② 棚卸資産

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	7 年～39 年
構築物	10 年～45 年
医療用器械備品	4 年～10 年
車両運搬具	6 年～ 7 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科目	金額 (千円)
建 物	10,841,245
構築物	214,679
土 地	6,622,915
計	17,678,840

【担保に係る債務】

科目	金額 (千円)
短期借入金	1,247,100
長期借入金 (1年以内に返済予定を含む)	13,918,918
計	15,166,018

法人名 医療法人 立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡1町目24番地

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)
(単位:千円)

	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額		純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等 計	
令和6年3月31日 残高	1,941	1,703,385	1,705,326	△ 5,487	1,699,838
会計年度中の変動額					
当期純損失(△)		△ 573,017	△ 573,017		△ 573,017
その他の当会計年度の変動額				860	860
会計年度中の変動額合計	—	△ 573,017	△ 573,017	860	△ 572,157
令和7年3月31日 残高	1,941	1,130,368	1,132,309	△ 4,627	1,127,681

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人 立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

※医療法人整理番号

9

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	28,091,245	778	-	28,092,024	17,250,778	750,328	10,841,245
	構築物	1,333,655	-	-	1,333,655	1,118,976	112,199	214,679
	医療用器械備品	6,253,522	153,415	10,758	6,396,180	6,086,372	154,893	309,807
	その他の器械備品	1,754,743	13,899	5,186	1,763,457	965,350	41,152	798,107
	車両及び船舶	66,695	-	-	66,695	61,922	2,491	4,773
	土地	6,622,915	-	-	6,622,915			6,622,915
	計	44,122,779	168,093	15,944	44,274,928	25,483,399	1,061,066	18,791,528
無形固定資産	地上権	3,920	-	-	3,920			3,920
	ソフトウェア	214,702	8,291	64,644	158,349	62,101	36,617	96,248
	その他の無形固定資産	19,026	-	-	19,026	3,052	362	15,974
	計	237,648	8,291	64,644	181,295	65,153	36,980	116,142
その他の資産	有価証券	55,680	860	-	56,540			56,540
	長期貸付金	176,170	60,513	40,740	195,943			195,943
	その他の固定資産	14,660	393	3,639	11,414			11,414
	計	246,510	61,766	44,379	263,897			263,897

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人 立川メディカルセンター

※医療法人整理番号

9

所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	22,492	-	-	2,017	20,475
賞与引当金	618,277	521,578	618,277	-	521,578
退職給付引当金	2,085,947	223,866	142,647	-	2,167,166

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(注) 当期減少額（その他）は、洗替による戻入額であります。

様式第七号

法人名 医療法人 立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

※医療法人整理番号 9

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,184,000	1,347,100	1.22	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	1,167,491	1,163,154	1.04	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	15,888,918	14,725,764	0.94	令和8年4月30日～ 令和24年3月31日
その他の有利子負債				
リース債務	211,162	242,350		令和7年4月30日 ～ 令和11年9月30日
合 計	18,451,571	17,478,368	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

（注）長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	-	1,223,424	1,096,164	952,584	952,584
リース債務	65,165	60,639	59,465	54,169	2,910
計	65,165	1,284,063	1,155,629	1,006,753	955,494

様式第八号

法人名 医療法人 立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

※医療法人整理番号	9
-----------	---

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
学校法人 東京医科大学	35,500	35,500
計	35,500	35,500

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
(その他有価証券) (株)第四北越フィナンシャルグループ	2,000株	6,310
(その他有価証券) (株)大光銀行	10,000株	14,330
(その他有価証券) (株)中越カントリー倶楽部	2株	400
計		21,040

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人 立川メディカルセンター

※医療法人整理番号

9

所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	5,169,735	-	5,169,735	8,233	-	5,177,968
給与費	10,850,554	-	10,850,554	388,424	-	11,238,979
委託費	475,698	-	475,698	4,065	-	479,763
経費	4,002,208	-	4,002,208	77,351	-	4,079,559
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-	-	-	-
計	20,498,196	-	20,498,196	478,074	-	20,976,271

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式九の二号

法人名 医療法人立川メディカルセンター
所在地 新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

※医療法人整理番号	9
-----------	---

事業費用明細表
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医療薬品費	1,491,400	
診療材料費	3,686,568	5,177,968
II 給与費		
給料・賞与	9,685,160	
退職給付費用	223,866	
法定福利費	1,329,952	11,238,979
III 委託費		
検査委託費	236,441	
清掃委託費	81,943	
外注委託費	161,378	479,763
IV 経費		
福利厚生費	25,028	
旅費交通費	108,341	
広告宣伝費	7,824	
消耗品費	132,289	
修理費	369,822	
水道光熱費	542,592	
減価償却費	1,098,046	
保険料	35,446	
公租公課	959,813	
賃借料	414,550	
その他経費	385,803	
		4,079,559
V 売上原価		-
VI その他の事業費用		-
事業費用計		20,976,271

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I から VI の中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和7年5月28日

医療法人立川メディカルセンター
理事会 御中

東日本監査法人
東京都文京区
代表社員
業務執行社員

公認会計士

篠原重男

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人立川メディカルセンターの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上